

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	環境省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可

① 手続の概要

一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第7条第1項及び第6項）、2年ごとに更新を受けなければその効力が失われるため、事業者は2年ごとに更新申請をする必要がある（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の5及び第4条の8）。

また、一般廃棄物収集運搬業の許可要件としては廃棄物処理法第7条第5項において「当該市町村により一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること」、「その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること」等があり、一般廃棄物処分業の許可要件としては同条第10項において「当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること」、「その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること」等があり、その許可については一般廃棄物について統括的責任を有する市町村に一定の裁量を与えられている。

② 電子化の状況

一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可申請手続は、自治事務であり、電子化するか否かは市町村により異なることから、環境省において各市町村における申請手続の電子化の状況は把握していない。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可（地方公共団体の理解・協力が必要な取組）

市町村において、必要に応じて行政内部の事務の効率化を検討し、標準処理期間の短縮に努めるよう周知する。また、添付書類についても見直しを行い、その必要性を再度確認することで事業者に対しても申請等に必要な情報が十分共有されるよう努めるよう周知する。

以上について、地方公共団体に周知を行っており、今後も引き続き周知を行う。

また、環境省としても、市町村からの疑義照会にすみやかに対応する等、当該許可事務が滞りなく行われるよう技術的援助を行う。